

副本

令和2年(行ウ)第89号 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件

原告

[REDACTED]

被告

国(処分行政庁 渋谷労働基準監督署長)

準備書面(3)

令和3年5月20日

東京地方裁判所民事第19部C係 御中

被告指定代理人

井 坂 直



鈴 木 吉



立 山 広



山 下 節



佐 藤 俊



鈴 木 健



被告は、本準備書面において、仮に、亡■が本件家事について山本サービスに雇用されていたとしても、亡■の心停止が山本サービスの業務に起因するものといえないことについて、本件家事を含め、山本サービスに関連するが山本サービスとの雇用関係に基づかない業務に係る亡■の労働時間等を推計するなどして、明らかにする。

なお、略語は、新たに定義するもののほか、従前の例による。

第1 亡■が発病以前6か月間に従事していた業務

亡■が心停止を発症したのは平成27年5月27日であるところ、同発症前の6か月の期間(平成26年11月26日から平成27年5月27日まで)に、亡■が従事していた山本サービスに関連する業務は、世田谷区立障害者自立支援体験ホーム「なかまっち」(乙22)での介護人業務、介護付有料老人ホームサクラピア成城(乙20の3及び同4)での入居者付添業務、個人宅である「■」宅での業務、そして■宅での業務である(乙20の3、4、乙21の1、乙22)。

1 各業務の内容

(1) 「なかまっち」の介護人業務

亡■が就労した業務に係る賃金記録明細(乙21の1・別紙2)(以下「賃金記録明細」という。)記載の賃金のうち、領収番号1595ないし1597は、東京都世田谷区所在の世田谷区立障害者自立体験ホームなかまっち(以下「なかまっち」という。)での介護人業務である(乙22)。当該業務は、身体障害者が、なかまっちの施設で、いわゆるショートステイのサービスを利用する際に、当該身体障害者にマンツーマンで付き添い、身の回りの世話をを行うというものであり、亡■は、主に小学生の身体障害者の付添いをしていた。付添いの期間は、利用者の同施設での滞在時間に応じて1日から3日の間で定められていた。

山本サービスから紹介されて同施設で介護人業務に従事する介護人は、特定非営利活動法人つどい(なかまっちの運営主体)(以下「つどい」という。)の介護人として登録された上で、施設の規則、施設長及び施設の常勤職員の指示に従い就労することとされ(乙22)、介護料は、区から、つどいを通じて山本サービスに支払われ、山本サービスは、振り込まれた金額から手数料を控除したものを介護料として各介護人に振込みにより支払っていた(乙21の1・15項)。

障害者であるショートステイ利用者と山本サービスや介護人との間には、何ら契約関係はなく、費用の負担も生じていない(乙22)。

(2) サクラピアでの付添業務

賃金記録明細記載の賃金のうち、領収番号4720、250、611、1002及び1393は、東京都世田谷区成城所在の介護付有料老人ホームサクラピア成城(以下「サクラピア」という。)での付添業務に係る賃金である(乙21の1・16項)。当該業務は、サクラピアの入居者から、山本サービスが家政婦紹介の依頼を受け、亡■■■■を紹介し、亡■■■■と同入居者との間で雇用契約が締結され、同入居者指示の下で同入居者の居室で家事及び介護業務に従事するというものである。

なお、亡■■■■が家事及び介護業務を行っていたサクラピアの入居者は、亡■■■■のほかにも複数名の家政婦の紹介を山本サービスから受けて、亡■■■■とともに雇用して、交代で家事及び介護業務に従事させていた(乙20の3及び同4・労働条件通知、乙21の1・19項)。このため、各月の賃金支払に当たっては、家政婦ごとに出勤日数に応じて賃金額を計算し、それぞれに対して個別に支払う必要があったが、計算や受渡しが煩雑であるという同入居者の要望を受け、山本サービスは、便宜的に家政婦ごとの賃金計算をし、同入居者から紹介手数料とともに家政婦の賃金を合算した額の振込みを受け、賃金明細を記入して封詰めされた賃金を各家政婦に手渡していた(乙2

1の1)。

(3) 「 」宅での業務

賃金記録明細記載の賃金のうち、領収番号1299の「 」から支払われた賃金に係る勤務の内容は、個人宅での業務と考えられるものの(乙21の1・16項)、その勤務時間等の労働条件の詳細は明らかでない。

(4) 宅での業務

 宅での業務については、準備書面(1)(22ページないし28ページ)で述べたとおり、介護保険適用の訪問介護サービスの時間については山本サービスに雇用されて労働し、それ以外は 氏の息子に雇用され、亡 はその被用者として家事に従事していた。

2 亡 の労働時間について

(1) 山本サービスに雇用されて就労した労働時間

準備書面(1)(37ページ)及び前記のとおり、亡 の 宅における山本サービスに雇用されての業務は介護保険業務に限られ、その労働時間は1日当たり4時間30分に過ぎない。

さらに、前記のとおり、発病前6か月間に従事したその他の業務として、障害者施設及び有料老人ホームでの就労が確認できるが、いずれも亡 と山本サービスとの雇用関係に基づくものではなく、山本サービスの業務に係る労働時間は認められない。

したがって、亡 の山本サービスに係る労働時間は、平成27年5月20日朝から同年5月27日朝までの勤務の間のうちの合計31時間30分である。

(2) 山本サービスに関連するが山本サービスとの雇用関係に基づかない業務の労働時間について

以下では、亡 の心停止に業務起因性が認められないことを明らかにするため、山本サービスに関連するが山本サービスとの雇用関係に基づかない

業務の労働時間を推計することとする。なお、亡[]の具体的な就労状況は不明であるため、確認できる資料から推定するほかないところ、推計の結果については別紙労働時間推計表記載のとおりであり、推計の方法は次のとおりである。

ア なかまっちでの労働時間

なかまっちでは、山本サービスに対して支払われる金額は、介護人の拘束時間ごとに定められており(拘束時間4時間につき7246円、8時間につき1万2615円、24時間につき2万219円)、例えば、拘束時間が4時間を超え8時間に満たない場合は8時間分の料金の支払がされていた(乙22及び別添協定書)。当該料金は、介護人の賃金のみならず、山本サービスが収受する紹介料及び介護人の交通費をも含むものである。そのため、山本サービスから介護人に対して支払われた賃金額から、紹介料及び交通費を考慮して、つどいから山本サービスに対して支払われた金額を推測することにより、拘束時間の上限を推定することができる。

賃金記録明細によれば、亡[]は、なかまっちにおける平成27年4月17日の勤務について5760円を、同月18日ないし20日の3日間の勤務について4万40円を、同月27日及び28日の勤務について1万7140円を受け取っている。計算方法の詳細は不明であるものの、亡[]のなかまっちへの交通費は往復約600円台であること(乙22)、亡[]が受領する賃金の14%相当額が紹介料として控除されることを考え合わせ、つどいから山本サービスに対して支払われた金額を見積もれば、同月17日については多くとも4時間(交通費を仮に680円とすると、 $5760円 \times 1.14 + 680 = 7246円$ (小数点以下四捨五入。以下同様。))となり、拘束時間が4時間の場合の料金と整合する。なお、実際に勤務した時間帯は不明であるが、推計表においては、仮に、午前8時から午前12時まで労働したものとした。)、同月18日ないし20日については、

多くとも24時間の拘束時間であった日が2日及び多くとも4時間の拘束時間であった日が1日であったと考えられる(4万40円×1.14+680円=4万6326円となる)ところ、拘束時間24時間の料金2回分及び拘束時間4時間の料金1回分の合計(2万219円×2+7246円=)4万7684円に近似する。なお、実際に4時間拘束された日及び当該日において実際に勤務した時間帯は不明であるが、推計表においては、仮に、当該勤務日は4月20日であったものとし、勤務時間帯は午前8時ないし午前12時とした。)

そして、亡■が担当していた小学生の利用者のショートステイでの1日の生活(平日)の流れは、①午前6時に起床し、身支度をして食事を摂る、②午前9時までに学校へ行く、③午後3時から午後4時頃、学校から戻った後、しばらくして夕食を摂り、入浴する、④午後9時から10時に就寝するというものである。これを前提とすると、拘束時間が24時間の場合、利用者が午前9時に学校へ行ってから午後3時頃学校から戻ってくるまでの6時間、午後10時に就寝してから午前8時起床までの睡眠時間帯の8時間が休憩時間であると考えられ、それ以外の時間においても、亡■自身の食事等の時間が別途1時間程度は存在すると考えられるため、休憩時間は、合計15時間として、労働時間は9時間とした。

土日祝日については、学校が休みであるため、午後10時から午前6時までの睡眠時間帯の8時間のほか、亡■自身の食事等の時間を2時間とし休憩時間を合計10時間、労働時間を14時間とした。

また、4時間の場合は休憩時間の算定は行わないこととした。

イ サクラピアでの労働時間

サクラピアにおける労働時間は、以下のとおり推計した。

まず、賃金記録明細記載の領収番号611及び1002の賃金に係る求人者(求人番号147)について、同人と亡■との間で合意された労働条

件は、紹介状(乙20の5)及び求人票兼労働条件通知書(乙20の7)のとおりで考えられる。これらの資料上、平成27年1月16日ないし同年3月15日における勤務日が火曜日及び水曜日、勤務時間が午前9時から翌午前9時までとされ、休憩時間が午後11時から午前4時までとされていることに加え、サクラピアは施設の職員も入居者の介護に関与していたこと(乙21の1)、亡●自身が食事や入浴等をする時間があると考えられることを考慮し、サクラピアにおける勤務については、1日につき、合計9時間を休憩時間とし、労働時間は15時間とした。

また、労働条件が明らかでない平成26年11月16日ないし同年12月15日(領収番号4720、勤務5日)、同月16日ないし平成27年1月15日(領収番号250、勤務9日)、同年3月16日ないし同年4月15日(領収番号1393、勤務9日)の期間については、勤務日数からして週2日程度勤務していたものと推測され、雇用主も領収番号611及び1002の雇用主と同一の「長●」であることから、領収番号611及び1002に係る期間同様、火曜日及び水曜日のみ勤務していたものとした(当該各期間における火曜日及び水曜日の日数が、賃金記録明細記載の勤務日数を超過する場合は、休みの日があったものと考えられるため、推計表においては、当該各期間の末日に近い方から、超過日数分の休みを設定した。)。上記各期間のいずれについても日給が2万円であることから、1日当たりの労働時間及び休憩時間についても、領収番号611及び1002と同様であったものとした。

ウ 「●」宅での勤務に係る労働時間

「●」と亡●との労働時間に係る合意内容は不明である(乙21の1・16項)。両者の間で合意された賃金額についても不明であるが、山本サービスを吸収合併して事業を承継した株式会社ファインケアのホームページのサービス別施設一覧にある、ファインケア家政婦紹介所の家政婦

紹介の料金表(乙23)によれば、利用時間(拘束時間)が8時間の場合の家政婦の賃金は1万2000円とされているようであるところ、平成27年3月26日及び27日の2日間における勤務(領収番号1299)の賃金額の合計である2万2500円を1日換算すると、1万1250円となり、ファインケア家政婦紹介所における利用時間8時間の場合の賃金額に近似するため、[]宅での上記2日間の勤務時間は、1日当たりの拘束時間が8時間であったものとした。また、乙23には、利用時間7時間の場合の欄に、長時間勤務の場合には休憩時間を要する旨の注記があり、これは利用時間8時間の場合にも妥当するものと考えられるところ、一般に、勤務時間を午前9時から午後5時までの8時間などと定められている場合には1時間の休憩時間を与えられることが多いことに鑑み、いずれの日についても、拘束時間8時間中、1時間の休憩時間があったものと仮定して、労働時間が7時間であったものとした。

エ []宅での本件家事に係る労働時間

[]宅における亡[]の1日当たりの労働時間は、以下のとおり15時間とした。まず、[]が、[]宅での業務について、午前4時30分から午前5時頃までの間に起床し、自らの身支度を調えた上で仕事を始める旨、午後8時頃には[]氏の就寝の準備をする旨述べていること、[]が、午後8時頃以降の一般的な業務について、夜の2回のおむつ交換(午前0時30分から午前1時の間、午前4時から午前5時の間)を述べるのみであること、本件介護業務は午後8時30分までとされていることからすると、本件家事及び本件介護業務に従事する時間は、夜の2回のおむつ交換を除くと午前5時頃から午後9頃までの間と考えられる。また、その間においても、亡[]自身の食事等の時間はあったと考えられること、[]が、食事の介助は[]氏の息子が行っていた旨述べているとおり、[]氏の息子も[]氏の介助を行っていたこと、被告準備書面(1)(22ページ)のとおり、

■氏は、介護認定で最重度の要介護5の認定を受けており、常時動き回り徘徊するなどのことはなく、四六時中監視が必要な状態であったともいえないことからすると、午前5時頃から午後9時までの間にも、亡■の休憩時間は、2時間程度は確保されていたものと考えられる。そうすると、夜のおむつ交換に合計1時間程度が必要であったとしても、労働時間としては、上記のとおり、長くとも、1日当たり15時間程度と考えられる。

ここから、本件介護業務に係る労働時間である4時間30分を除いた約10時間30分が本件家事に係る労働時間ということとなる。

第2 亡■の心停止の発症が山本サービスの業務に起因するものとは認められないこと

以下のとおり、亡■の心停止の発症は、山本サービスの業務に起因するものとは認められず、この点は、山本サービスに関連して従事していた各業務を山本サービスとの雇用関係に基づくものとみなしたとしても、変わるものではない。

1 異常な出来事に遭遇したとは認められないこと

本件認定基準では、異常な出来事に遭遇したかどうかは、発症直前から前日までの間に、①極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的または予測困難な異常な事態、②緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態、③急激で著しい作業環境の変化等に該当する出来事があったか否かによって判断することとされているが、本件において、亡■が、心停止を発症した前日の平成27年5月26日から同発症日である同月27日までの間に、上記のような出来事に遭遇した事実は認められない。

2 短期間の過重業務に就労したことはないこと

本件認定基準では、「短期間の過重業務」について、特に過重な業務、評価

期間、過重負荷の有無の判断に分けて示した上で、「特に過重な業務」とは、「日常業務に比較して特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせたと客観的に認められる業務をいうものであり、日常業務に就労する上で受ける負荷の影響は、血管病変等の自然経過の範囲にとどまるものである。」としている(本件認定基準、甲6別紙2・第4の2(2))。また、特に過重な業務に就労したと認められるか否かについては、業務量、業務内容、作業環境等を考慮し、同僚等にとっても、特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断すること。」とされている(同号証第4の2(2)ウ(7))。

(1) 労働時間について

亡■は発症前おおむね1週間である平成27年5月20日から26日までの間、■宅に住み込みで介護及び家事業務を行っていたものであり、その間、山本サービスの雇用され行っていた業務は、介護保険業務に限られ、その労働時間は1日当たり4時間30分、同期間の労働時間の合計は31時間30分である。

仮に、本件家事も山本サービスに雇用されて行っていたものと仮定した場合の亡■の労働時間は、その実態が必ずしも明らかではないため、推測によるほかはないが、1日当たりの労働時間は、前記のとおり、長くとも15時間程度と考えられる。

これを前提とすると、亡■の発症前おおむね1週間(平成27年5月21日から同月27日)の労働時間等は、次のとおり、拘束時間144時間、総労働時間90時間、時間外労働時間50時間となる。

		拘束時間	労働時間	休日等
発症日	5/27	時間 分	時間 分	明け
発症日の前日	5/26	24時間00分	15時間00分	
発症日の2日前	5/25	24時間00分	15時間00分	
発症日の3日前	5/24	24時間00分	15時間00分	
発症日の4日前	5/23	24時間00分	15時間00分	
発症日の5日前	5/22	24時間00分	15時間00分	
発症日の6日前	5/21	24時間00分	15時間00分	
発症日の7日前	5/20	24時間00分	15時間00分	
発症日の8日前	5/19	時間 分	時間 分	休日
発症日の9日前	5/18	時間 分	時間 分	休日
発症日の10日前	5/17	時間 分	時間 分	休日

上記の労働時間等を前提として検討するに、住み込みで介護及び家政婦業務を行っているのだから、拘束されている時間は長時間であるが、住み込みでの就労においては、それが通常のことであり、亡■は、それ以前にも、住み込みで介護を行う仕事に従事した経験を有していたことも踏まえると、日常業務を相当程度超えるものとはいえない。

(2) 労働時間以外の負荷要因

亡■は発症前おおむね1週間、一般家庭に住み込みで介護及び家事業務を行っていたものであり、出張の多い業務や作業環境(温度環境・騒音・時差)等の負荷要因について、配慮すべき特段の問題は認められないことから、以下、「不規則な勤務」、「拘束時間の長い勤務」、「深夜勤務」及び「精神的緊張を伴う業務」の各項目該当性について検討する。

ア 不規則な勤務

本件認定基準における不規則な勤務については、予定されたスケジュールの変更の頻度・程度、事前の通知状況、予測の度合、業務内容の変更の程度等の観点から検討し、評価することとされているところ(本件認定基準、甲6別紙2・第4の2(2)ウ(イ)h)、原告は△△△の供述(甲11・項番5)を引用し、●宅での勤務は●氏の体調や息子からの口出しのせいで計画通りにできたことはなく、極めて不規則な勤務であると主張する。

しかしながら、要介護者の介護を含む業務であるから、その性質上、日によって仕事の順序等が変わることがあると考えられるものの、そうしたことは当然に想定されているものであるといえる上、本件介護業務については、訪問介護計画書及びホームヘルパー業務指示書により行うべき内容が定められているし、本件家事についても、その性質上、行うべき内容はおおむね定まっており、その業務内容が著しく変更されることはないものと考えられる。原告が援用する△△△の供述からも、亡●△が●宅で担っていた業務が、このような介護を含む業務の想定を明らかに超えるほど不規則であったとは認められない。そうすると、本件介護業務及び本件家事へ従事することが、本件認定基準でいう不規則な勤務であったということはできないというべきである。

イ 拘束時間の長い勤務及び深夜勤務について

原告は、●宅の勤務について、事実上24時間勤務から解放されることのない拘束時間の長い勤務であり、当然深夜勤務も兼ねると主張する。

亡●△は●宅に住み込みで介護及び家事業務に従事していたことから、その拘束時間のみをみれば24時間となり、夜のおむつ交換は深夜勤務に該当することとなる。もっとも、深夜に通常行うべきことは、夜のおむつ交換以外には見当たらず、失禁等があれば、それに伴う業務も生じるものの、深夜に常時勤務を行うというものとは異なる。

ウ 精神的緊張を伴う業務

原告は[]の供述を根拠に、[]氏自身が要介護5の認知症患者であり、介護忌避もあり扱いづらい利用者であったこと、[]氏の息子も次々とヘルパーを辞めさせる問題人物であることから過酷な状況にあった旨主張する(訴状17及び18ページ)。

しかしながら、[]氏の息子が亡[]に対して、どのように接していたのかは明らかではなく、「問題人物」であるとか「過酷」であったなどと断定する根拠は見当たらない。そもそも、[]氏の息子は、亡[]の雇用主であり、亡[]を指揮監督していたが、亡[]は、特定の雇用主の下で長期にわたって勤務を行うという就労形態であった者ではない。亡[]は、介護福祉士の資格を有し、複数の職業紹介事業者から紹介を受けて、訪問介護ヘルパーや家政婦として、一定の期間勤務を行うという就労形態であった者であるから、[]氏の息子と亡[]の関係は、通常の労使の関係(上司、部下の関係)とは異なり、仮に、[]氏の対応に何らかの問題があったとしても、精神的緊張の程度として、大きなものということとはできないというべきである。

また、[]氏に介護忌避等があったことについていも、認知症患者の介護においては必ずしも特異なこととはいえず、亡[]が、従前から介護ヘルパーや家政婦として稼働していたことを考慮すると、[]氏の介護忌避等が、精神的緊張の程度の大きなものであるということとはできないというべきである。

(3) 小括

以上のとおり、亡[]の心停止発症前おおむね1週間の労働時間は、過度の長時間労働とまではいえず、拘束時間自体は長時間であることや、[]氏の介護業務に一定の困難性が伴うこと等を考慮しても、[]宅における本件介護業務及び本件家事が、亡[]と同種の労働に従事する労働者にとって、特に過重な身体的、精神的負荷と認められるとまではいえない。したがって、亡

■が短期間の過重業務に従事したということとはできない。

3 長期間の過重業務に就労したことはないこと

準備書面(1)(37ページ)で述べたとおり、亡■が山本サービスに雇用されて従事した業務は、■宅における本件介護業務に限られ、その労働時間は1日当たり4時間30分、合計31時間30分である。したがって、長期間の過重業務に就労したとはいえない。

仮に、山本サービスから紹介されるなど、山本サービスに関連するが山本サービスとの雇用関係に基づかない業務を含めて検討するとした場合であっても、亡■の疾病発症前6か月間の時間外労働時間は、以下の表のとおりで、1か月当たり45時間を超える時間が労働時間があったといえるのは1か月のみであるから、亡■に長期間の疲労の蓄積は認められず、長期間の過重負荷を認めることはできない。

	拘束時間	時間外労働時間	発症前2か月ないし6か月における	
発症前1か月	168時間00分	50時間00分	1か月あたりの平均時間外労働時間	
発症前2か月	200時間00分	11時間00分	2か月平均	30時間30分
発症前3か月	208時間00分	4時間00分	2か月平均	21時間40分
発症前4か月	216時間00分	0時間00分	2か月平均	16時間15分
発症前5か月	192時間00分	0時間00分	2か月平均	13時間00分
発症前6か月	168時間00分	0時間00分	2か月平均	10時間50分

第3 認否の変更

今回補充調査で明らかになった事実から、認否を次のとおり一部変更する。

準備書面(1)7ページ(イ) b「第2段落について」の認否を、「甲第10号証の原告が指摘する箇所」に16万円との記載があること、甲第8号証の右側みずは銀行の封筒に記された利用者については家政婦分の賃金を山本サービスから

手渡されていたことは認め、その余は否認ないし争う。山本サービスは家政婦の労働に対する賃金を支払ってはいない。」に変更する。

第4 結語

以上のとおり、本件家事その他山本サービスに関連するが山本サービスとの雇用関係に基づかない業務について山本サービスとの雇用関係に基づく業務であるとみなしても、亡[]の心停止が山本サービスの業務に起因するものとはいえない。

したがって、本件各処分は結論において誤りはなく適法であり、原告の請求はいずれも理由がないから速やかに棄却されるべきである。

以 上